

愛南町新型コロナウイルス感染症対策えひめ版応援金(第2弾)交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の長期的な流行に伴い、町内事業者を経済的影響が生じていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら事業継続に取り組む町内事業者を支援するために交付する愛南町えひめ版応援金(第2弾)(以下「応援金」という。)に関し、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定するもの(次号アからウまでに規定する中小企業者を除く。)をいう。
- (2) 大企業 中小企業者以外の事業者及び次に掲げる事業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (3) その他の法人 医療法人、農事組合法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人及び企業組合のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。
 - ア 出資の総額(基本金を有する法人の場合にあっては、基本金。以下同じ。)が3億円以下であること。
 - イ 出資の総額が定められていない場合、常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- (4) 中小企業者等 中小企業者及びその他の法人をいう。
- (5) 町内事業者 中小企業者等で、令和3年9月1日において次に掲げるものをいう。
 - ア 町内に本店又は主たる事務所を有する法人
 - イ 本町の住民基本台帳に記録されている者
- (6) 確定申告書等 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書別表1、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書第1表又は地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第2条第4項の表第1号に規定する第5号の4様式をいう。
- (7) 時短協力金 愛媛県が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第24条第9項、第31条の6第2項又は第45条第2項の規定に基づく営業時間短縮の協力要請(以下「時短要請」という。)に協力することで支払われる協力金をいう。
- (8) 月次支援金 中小企業庁が特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置又は同法第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の影響緩和のために創設した月次支援金をいう。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす町内事業者とする。

- (1) 令和3年6月から9月までのうち任意の1か月において、令和2年又は令和元年の同月(以下「比較月」という。)比で事業収入が30パーセント以上減少した月(以下

「減収月」という。)があること又は令和3年6月から9月までのうち任意の連続する2か月において、令和2年又は令和元年の同2か月(以下「比較2か月」という。)比で各月の事業収入が15パーセント以上減少した月(以下「減収2か月」という。)があること。

- (2) 税務署等に提出した確定申告書等(比較月又は比較2か月を含むものに限る。)に記載の年間の事業収入(給付金、補助金、雑収入及び家事消費が含まれている場合にあつては、それらを差し引いた額。以下同じ。)について、法人にあつては240万円以上の額、個人事業者にあつては120万円以上の額があること又は120万円未満の額で当該事業収入が同年間の他の収入の合計を超えていること。
- (3) 第1号に規定する事業収入の減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであること。
- (4) 応援金の交付を受けた後も、町内で事業を継続する意思があること。
- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策(以下「感染対策」という。)に努めていること。
- (6) 応援金を感染対策、事業活動等の充実に活用し、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組むこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としないものとする。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 令和3年6月から9月までの間(以下「対象期間」という。)に行われた時短要請を対象とした時短協力金の給付を受けた者
- (3) 対象期間に行われた時短要請に応じていない時短協力金の未受給者
- (4) 対象期間の月を対象とした月次支援金の給付を受けた者
- (5) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに該当する者
- (6) 第8条の申請者の事業に係る役員等が前号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合、その申請者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(同項第1号の料理店を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業及び同項第5号の営業を除く。)及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (8) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- (9) 政治団体
- (10) 宗教上の組織又は団体
- (11) 大企業
- (12) 愛南町が出資し、又は出えんしている法人
(応援金の交付額)

第4条 応援金の交付額は、20万円(前条第1号に規定する年間の事業収入が120万円未満で当該事業収入が年間の他の収入の合計を超えている個人事業者にあつては、10万円)とする。

2 応援金の交付は、1回限りとする。

(令和2年11月までに創業した者の特例)

第5条 第3条第1項第1号の規定は、令和元年6月2日から令和2年11月30日までの間に創業した町内事業者が比較月比又は比較2か月比で減収額を算定することができない場合において、同号中「令和2年又は令和元年の同月(以下「比較月」という。)」とあるのは「法人の設立した年又は個人事業の開業した年の月平均(以下「創業年の月平均」という。)」と、「令和2年又は令和元年の同2か月(以下「比較2か

月」という。)とあるのは「創業年の月平均」と、第8条4号中「比較月又は比較2か月」とあるのは「創業年の月平均」と、様式第1号中「事業収入を」とあるのは「事業収入並びに創業日を」と読み替えるものとする。この場合において、第3条第1項第2号の要件は、適用しないものとする。

(令和2年12月以降に創業した者の特例)

第6条 第3条第1項第1号の規定は、令和2年12月1日から令和3年8月31日までの間に創業した町内事業者が比較月比又は比較2か月比で減収額を算定することができない場合において、同号中「令和2年又は令和元年」とあるのは「金融機関による融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年」と、第8条第4号中「比較月又は比較2か月」とあるのは「売上想定月」と、様式第1号中「事業収入を」とあるのは「事業収入及び創業日を」と読み替えるものとする。この場合において、第3条第1項第2号の要件は、適用しないものとする。

(事業承継及び法人成りの特例)

第7条 町内事業者であって次の各号に掲げる要件に該当するものは、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもって特例の適用を受け、次条の規定による応援金の交付申請をすることができる。

(1) 収入を比較する減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間に事業の承継を受けたこと。事業の承継を行った事業者の税申告書類の控え及び事業の承継を受けたことが分かる書類

(2) 収入を比較する減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間に個人事業者から法人化したこと。個人事業者として廃業し、及び当該廃業に伴い法人を設立したことが分かる書類

(応援金の交付申請)

第8条 応援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、愛南町えひめ版応援金(第2弾)交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)

(2) 申請理由申告書(様式第3号)

(3) 本人確認書類の写し

(4) 減収月又は減収2か月及び比較月又は比較2か月の事業収入が分かる書類

(応援金の交付等の決定)

第9条 町長は、前条に規定する応援金の交付申請があったときは、当該申請に関する書類等を審査し、その結果を愛南町えひめ版応援金(第2弾)交付(却下)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(応援金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により応援金の交付決定の通知をしたときは、申請者の指定する金融機関に口座振り込みにより応援金を支払うものとする。

(応援金の交付決定の取消し等)

第11条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により応援金の交付の決定を受けたときは、応援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定による応援金の返還を命じた場合においては、応援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(応援金の額に年率10.95パーセントの割合で計算した額をいう。)を徴するものとする。

(立入検査等)

第12条 町長は、応援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業所等に立ち入

り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 申請者は、前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。
(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月6日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

愛南町えひめ版応援金(第2弾)交付申請書兼請求書

愛南町長 様

愛南町新型コロナウイルス感染症対策えひめ版応援金(第2弾)交付要綱第8条の規定により愛南町えひめ版応援金(第2弾)の交付を申請します。

1 申請者 【申請日： 年 月 日】

(1)	ア 住所(個人事業者)	〒798-
	イ 本店等所在地(法人)	愛南町
(2)	法人名又は屋号	
(3)	役職・氏名(代表者)	⑩
(4)	電話番号	
(5)	主たる業種(日本標準産業分類の「中分類」)	
(6)	確認事項	<input type="checkbox"/> 比較月又は比較2か月を含む税申告書類の年間事業収入(給付金、雑収入及び家事消費を除く。)に係る次の要件を満たしている(創業者特例の適用者を除く。) <input type="checkbox"/> 法人で240万円以上又は個人事業者で120万円以上 <input type="checkbox"/> 個人事業者で120万円未満だが、年間事業収入が同年間の他の収入の合計を超えている。 <input type="checkbox"/> 時短営業(6月～9月)に係る協力金を受給していない。 <input type="checkbox"/> 国の月次支援金(6月～9月)を受給していない。

2 事業収入の減少の状況(減収率は、小数点第2位以下切捨て)

比較する年	<input type="checkbox"/> 6月	<input type="checkbox"/> 7月	<input type="checkbox"/> 8月	<input type="checkbox"/> 9月	単位
A 令和 年					円
B 令和3年					円
減収率(A-B)/A×100					%

- ※チェック項目 減収率30%以上の月がある。
 減収率15%以上の月が2か月連続している。

3 交付申請額等

(1)	交付申請額	金 円			
(2)	振込口座	金融機関名 (コード)	()	支店名 (コード)	()
		口座番号	普通・当座		
		口座名義人 ※フリガナのみ			

4 添付書類(以下確認の上、✓をお願いします。)

	誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式第2号)
	申請理由申告書(様式第3号)
	本人確認書類の写し(運転免許証、保険証等)
	減収月、比較月等の事業収入を確認できる書類(売上台帳の写し、税申告書類控え等)

様式第 2 号(第 8 条関係)

誓約書兼町税等の滞納調査同意書

年 月 日

愛南町長 様

所在地(住所)
 申請者 法人名(屋号)
 氏名(代表者)

㊞

私は、愛南町えひめ版応援金(第2弾)の申請に当たり、次の事項について誓約します。

また、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

- 1 添付書類も含めて申請内容に虚偽がなく、応援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 2 業種別ガイドラインを遵守し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めます。
- 3 応援金を感染対策、事業活動等の充実に活用し、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組みます。
- 4 今後、月次支援金(6月～9月)を受給した場合は、応援金を返還します。
- 5 万が一虚偽等が判明した場合は、愛南町が行う交付決定の取消し、応援金の返還命令等及び加算金の支払に従うとともに、必要に応じて事業者名等の情報が公表されることについて、異議を申し立てません。
- 6 愛南町から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 7 申請書類に記載された情報は、行政機関(国、愛媛県、警察等)の求めに応じて提供することに同意します。
- 8 愛南町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団等」という。)に該当しません。また、役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

申請理由申告書

年 月 日

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業収入が減少した理由について、次の項目のうち当てはまる全ての□に✓を入れるとともに、その他の理由の場合は、具体的な影響内容を記載してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響項目
<input type="checkbox"/> お客の数又は客単価が減少した。
<input type="checkbox"/> 取引先からの発注量又は発注額が減少した。
<input type="checkbox"/> 取引先が減少した。
<input type="checkbox"/> 原材料の調達が予定どおりできなかった。
<input type="checkbox"/> イベントの中止、移動又は面会の抑制等で事業活動が制限された。
<input type="checkbox"/> その他 以下に具体的な影響内容を記載すること。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 50%; height: 100px; margin: 10px 0;"></div>

様式第4号(第9条関係)

愛南町えひめ版応援金(第2弾)交付(却下)決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで申請のあった愛南町えひめ版応援金(第2弾)の交付については、次のとおり決定したので、愛南町新型コロナウイルス感染症対策えひめ版応援金(第2弾)交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条の規定により通知します。

なお、請求のあった応援金については、年 月 日に御指定の口座に振り込む予定です。

1 交付決定額	円
2 交付条件及び指示	(1) この愛南町えひめ版応援金(第2弾)交付事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。 (2) 愛南町補助金等交付規則第16条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (3) (2)により取り消した場合において、愛南町えひめ版応援金(第2弾)交付事業の当該取消しに係る部分に関し既に愛南町えひめ版応援金(第2弾)が交付されているときは、期限を定めて返還していただくとともに、交付要綱第11条第2項に規定する加算金を徴収します。
3 却下の場合、その理由	